

川崎市開発登録簿の閲覧等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市開発登録簿の閲覧等に関する規則 昭和45年6月10日規則第73号 (<u>閲覧等</u>の申込み)</p> <p>第6条 登録簿を<u>閲覧しようとする者(以下「閲覧希望者」という。)</u>又は<u>登録簿</u>の写しの交付を請求しようとする者は、開発登録簿閲覧写し交付申請書(別記様式) <u>への必要事項の記載又は窓口閲覧システム(登録簿の閲覧等を行うための電子情報処理組織でまちづくり局指導部建築管理課が所管するものをいう。以下同じ。)</u>への必要事項の入力のうえ、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(閲覧の停止又は禁止)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。</p> <p>(1) 前条の規定に違反した者</p> <p>(2) <u>登録簿又は窓口閲覧システムの端末機器</u>を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者 <u>(インターネットの利用による閲覧等)</u></p> <p><u>第10条 第2条から前条までの規定にかかわらず、市長は、登録簿をインターネットを利用して閲覧希望者が閲覧することができる状態に置く措置をとることができる。</u></p> <p><u>2 第6条の規定にかかわらず、登録簿の写しの交付の請求については、川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(平成18年川崎市規則第85号)第4条で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第11条</u> この規則の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>○川崎市開発登録簿の閲覧等に関する規則 昭和45年6月10日規則第73号 (<u>閲覧</u>の申込み)</p> <p>第6条 登録簿を<u>閲覧し、又はその</u>写しの交付を請求しようとする者は、開発登録簿閲覧写し交付申請書(別記様式) <u>に必要事項を記載</u>のうえ、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(閲覧の停止又は禁止)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。</p> <p>(1) 前条の規定に違反した者</p> <p>(2) <u>登録簿</u>を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p><u>〈新設〉</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> この規則の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。</p>